

経営通信

レジ等の対応に補助金を活用しよう！ ～補助率や対象が拡大！～

補助対象の拡大、補助率の引き上げなど、制度が拡充！

軽減税率対策補助金は、中小企業・小規模事業者が、複数税率に対応したレジの導入、受発注システムの改修等を行った場合に、費用の一部を補助する制度です。

今般、制度の拡充が行われ、補助対象が、「区分記載請求書等保存方式に対応するシステムの開発・改修、機器の導入などの費用」にまで拡大されたほか、補助率の引き上げ(3 分の 2→4 分の 3)や、対象外だった旅館・ホテル等の一部が新たに対象になりました。

A 型：複数税率対応レジ等の導入等

複数税率に対応できるレジ(タブレット、PC、スマートフォンを用いたモバイル POS レジも含む)を新しく導入(リースも対象)したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等※が対象です。

※旅館、ホテル、料亭等も対象になります。

補 助 対 象	① レジ等の本体、対応するレジ専用ソフト等の導入経費 ② 券売機 ③ レジ付属機器(バーコードリーダー、キャッシュドローア、クレジットカード決済端末、電子マネーリーダー、カスタマーディスプレイ、レシートプリンタ、ルータ、サーバ) ④ 設置に要する経費(商品マスタ設定費(レジ設置とは別に行う場合も対象)、運搬費、設置費など)
補 助 率	◆導入・改修費用の 3/4(3 万円未満のレジを 1 台のみ購入する場合は 4/5)
補助限度額	◆レジ 1 台あたり 20 万円が上限(券売機は 40 万円が上限) ◆商品マスタの設定、機器設置に要する経費の 3/4(1 台当たり 20 万円を上限) ◆1 事業者あたりの上限は 200 万円
申請期限等	◆2019 年 9 月 30 日までに導入・改修、支払いを完了し、12 月 16 日までに申請(事後申告)

B 型：電子的受発注システム等の改修等

EDI(電子データ交換)、EOS(電子発注システム)等の電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替※を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等が対象となる補助金です。

原則として、すでに電子的受注システムを利用している事業者が対象ですが、取引先等の要請により、新規にシステムを導入する場合も対象になります。

※リースによる入替も対象

補 助 対 象	① システムベンダー等に発注し、受発注システムを改修・入替する場合の費用(区分記載請求書等保存方式に対応する請求管理機能の改修を含む) ② 事業者自らが、パッケージ製品・サービスを購入し、導入して受発注システムの改修・入替をする場合の費用
補 助 率	◆費用の 3/4(他の機能と一体的なパッケージ製品は、初期費用の 1/2 が対象)
補助限度額	◆(小売事業者等の)受注システムの場合、1,000 万円が上限 ◆(卸売事業者等の)受注システムの場合、150 万円が上限 ◆発注、受注の両方の改修・入替が必要な場合、1,000 万円が上限

C 型：区分記載請求書等保存方式などへの対応

「区分記載請求書等保存方式」及び「適格請求書等保存方式」に対応するために、事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入が必要な中小事業者等を対象にした補助金で、今般、補助対象として拡大されました。

補 助 対 象	① 区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行するシステム等の開発・改修等を行う場合の費用 ② パッケージ製品の導入に要する経費 ③ 対応する事務処理機器の導入経費
補 助 率	◆費用の 3/4(他の機能と一体的なパッケージ製品は、初期費用の 1/2 が対象)
補助限度額	◆1 事業者あたり 150 万円が上限

出典：TKC 事務所通信

中期経営計画教室のご案内

- 今月の開催日時：平成 31 年 5 月 16 日(木) 10:00~17:00 ※毎月第三木曜日開催
 ■会 場：ベイヒルズ税理士法人 セミナー室 (横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階)
 ■参加費：弊社顧問先様 1 日 30,000 円、一般の方 1 日 50,000 円
 ※ 詳細のお問い合わせ、お申し込みは 045-450-6701(担当 MAS 課)までご連絡ください。